

文化財修理センター（仮称）の在り方に関する調査研究について

令和4年7月1日
文化庁審議官決定

1 設置の趣旨

わが国の彫刻・絵画・書跡・工芸などの分野の国宝や重要文化財を中心とした文化財を安全に修理するためには、十分な修理作業スペースや科学技術の発展等に伴う機能面の整備等が求められており、これら現状を踏まえた文化財修理拠点の新たな整備の必要性が指摘されているところである。

加えて、今日、文化財修理に欠かせない修理技術や用具・原材料について、需要の減少や製作者・生産者の後継者不足等による断絶の危機といった課題が指摘されている。

このため、文化財をより安全に修理するとともに、文化財修理等における様々な課題解決を担う拠点として、文化財の匠プロジェクト（令和3年12月24日文部科学大臣決定）に記載の国立の「文化財修理センター（仮称）」を京都に設置するための調査研究を行う。

2 調査研究内容

新たな文化財修理センター（仮称）に求められる機能、設置場所や規模、運営の在り方等について調査研究を行う。

3 実施方法

- (1) 2の調査研究を行うため、有識者で構成する「文化財修理センター（仮称）の在り方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を置く。
- (2) 検討会の委員は、2に関し、文化財修理や文化財修理に用いられる用具・原材料に関して知見を有する者等のうちから、文化庁審議官が委嘱する。
- (3) 検討会は、互選により座長を選出する。座長に事故があるときは、あらかじめその指名する副座長が、その職務を代理する。
- (4) 検討会には必要に応じて委員以外の学識経験者等の出席を求めることができる。

4 庶務

この調査研究に関する庶務は、文化財第一課が行う。